

公益財団法人柴原医療福祉財団
2023 年度 社会事業活動助成 募集要項

1 助成の目的	当財団法人は、医療福祉に関わる社会貢献度の高い社会事業活動と、そこに従事する、又は従事しようとする人材のキャリアを支援することにより、わが国の医療福祉の振興を図り、未来社会の需要に応える事業活動と必要な人材の開発・育成をもって元気で幸せな社会づくりに寄与することを目的として社会事業活動助成事業を行います。
2 助成対象テーマ	生命を脅かす病気 (Life-threatening condition=LTC) を抱える子ども及びその家族を支える医療福祉事業
3 助成対象活動の要件	下記の条件をいずれも満たす活動とします。 (1) 日本国内に活動本拠地があること (2) 社会貢献度が高い活動であること
4 応募者の要件	当該助成事業への応募者は、助成対象活動の要件を満たす活動主体である個人または団体の代表者とします。
5 助成金額及び助成件数	(1) 助成金額 助成 1 件当たり上限年額 300 万円 (2) 助成件数 年間 2 件程度
6 助成金の使途	活動に係る諸経費とします。但し、助成対象活動に関わらない団体運営の費用や要員の人件費などは対象外とします。
7 助成対象となる期間	1 年間
8 応募方法	当財団法人のホームページ (https://www.shibahara-medicine.com/) から募集要項を取得し、必要事項を記入のうえ当財団法人の事務局あて郵便または電子メールで応募してください。
9 応募締切日	2024 年 3 月 31 日
10 選考方法	当財団法人の「助成選考基準」によるものとします。 各選考委員が、助成選考基準を基に総合的な判断を踏まえて、助成対象活動を選考します。 代表理事は、選考委員会の選考結果に基づき、助成対象活動を決定します。
11 採否の通知	当財団法人のホームページで選考結果を公表するとともに、応募者に対して採否を郵送にて報告します。
12 活動助成金の交付	2024 年 5 月末までの間に、1 年分を一括で振込みます。
13 受給者での報告の義務	助成期間終了後から半年以内に、以下の内容を当財団法人の代表理事へ報告する義務が生じます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の状況について（原則として、活動実績等の要旨を添付） ・経費について（原則として、領収証等の原本または写しを添付）
1 4 その他	<p>(1) 申請書に記載された個人情報、助成に関し、選考委員会並びに各選考委員へ提供し、この選考結果の連絡及び公表等のために利用することがあります。但し、利用は目的の達成に必要な範囲で行います。</p> <p>(2) 申請書は採否に関らず一切返却いたしません。</p> <p>(3) 当財団法人は、社会事業活動助成金の受給者の活動報告を、印刷物及び電子データ、当財団法人のホームページ、その他の方法で公表することができるものとします。また、公益に資すると思われる公共のデータベースサービスに登録することもできるものとします。</p> <p>(4) 虚偽の申請や報告を行った場合、あるいは、受給した社会事業活動助成金によって実施された活動に関して不正行為があった場合には、社会事業活動助成金の返金を求めることがあります。</p>
1 5 照会先	<p>公益財団法人柴原医療福祉財団 事務局 〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン 26階 E-mail info@shibahara-medicine.com</p>